ID:　381

担当部署:　市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程　第5条
例規番号	平成21年病院事業管理規程第27号

【根拠条文】

（使用料）

第5条　行政財産の使用を許可する場合の使用料は、次に定める額を基準とし、管理者が定める。

(1)　土地の月額使用料　使用する財産の価格の1,000分の4

(2)　建物の月額使用料　使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料

(3)　芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)その他の条例を準用することが、他の使用料との均衡上必要があると認められる使用料　当該準用する条例において定められた額

2　使用期間が1月に満たない場合の前項の使用料の額は、日割計算による額とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日